

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、入社後3ヶ月以内の退職については、無償にて新たな人材をご紹介いたします。新たな人材をご紹介できない場合は、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ① 入社日から1か月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の80%
- ② 入社日から1か月以上3か月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の50%
- ③ 入社日から3か月以上6か月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の10%

但し、

- 新たな人材をご紹介できない場合の成功報酬の返戻については、その事由発生的事実を求人者から書面で申出を受けた時点より31営業日以内に返金を行います。
- 求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととします。
- 返戻金制度は求人者との契約により別の定めをする場合があります。
- 本件制度の詳細・適用については、個別に各求人者とのお取引において定めます。